

横浜市記者発表概要

令和2年11月26日
教育委員会事務局
東部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	学校長（男性・50代）
処 分 日	令和2年11月26日（木）
処 分 内 容	減給6箇月（給料及び地域手当の10分の1）
監 督 者 責 任	前任校校長・文書訓戒
概 要	当該校長は、副校長在職時の勤務校の平成27年度のPTA会計決算において、積立金として18,085円を計上したが、通帳での管理を怠り、翌年度その積立金の存在を失念して会計処理を行ったため、18,085円が所在不明となった。 また、同じく副校長在職時の勤務校の令和元年度のPTA会計において、使用目的が明確でないまま現金を引き出し、その現金から複数回にわたる支払処理を行った。この結果、後期の会計処理にて数字が合わなくなった際に差額の46,000円を自身のものと思い込み、通帳から引き出していたことが判明し、後日返金した。加えて、同年度の前期出納簿の会計監査日及び会計監査者のサインを本人の許可なく記載し、許可を得ずに校長印を押していたことも判明した。

2 東部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、教職員の不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
当該校長の行為は、準公金を管理する立場にある管理職として、極めて不適切なものであると認識しています。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

東部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-411-0605